

第 177 回国会における税財政の論議

～税制抜本改革と震災への対応～

にしまさ あきら
財政金融委員会調査室 西 槇 亮

1. はじめに

「経済・社会保障・財政」の一体的強化に取り組んできた菅総理大臣は、「平成の開国」、「最小不幸社会の実現」、「不条理をただす政治」を国づくりの理念として掲げ、更なる改革を推し進めることとした。これら改革の実現の一環として、デフレ脱却に向けた「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日 閣議決定）の実施や社会保障の充実が掲げられる一方で、財政健全化に向けた取組が平成 23 年度予算等で具体化された。しかし、ねじれ国会の状況の下、国会審議においては、子ども手当など民主党が平成 21 年の衆議院議員総選挙で掲げたマニフェスト（以下「マニフェスト」という。）の抜本の見直しが最大の焦点となったほか、3 月 11 日に発生した東日本大震災を踏まえて、予算の歳出・歳入の根本的な見直しが議論となった。特に歳入面では、法人実効税率の引下げなど将来の税制抜本改革を踏まえた平成 23 年度税制改正法案や、歳入の 4 割に当たる特例公債の発行等を認めるための公債特例法案といった予算と表裏一体となる法律案の在り方等が大きな議論となるなど注目すべきものとなった。

本稿では、これら 2 法律案の国会審議を中心に紹介するものである。

2. 税財政関連法案の審議経過と議論

(1) 平成 23 年度税制改正法案の審議経過

「所得税法等の一部を改正する法律案」（閣法第 2 号）（以下「所得税法等改正案」という。）は、平成 23 年度税制改正法案として、経済活性化と財政健全化を一体として推進するため、法人実効税率の引下げ、個人所得課税の諸控除の見直し、相続税の税率構造の見直し、地球温暖化対策のための税の導入、納税環境の整備など税制抜本改革の一環をなすものであり、1 月 25 日、国会に提出された（審議経過の概要については図表 1 参照）。

参議院において野党が多数を占める、いわゆる「ねじれ国会」の状況の下、平成 23 年度当初予算（以下「当初予算」という。）は 3 月 1 日に衆議院で可決されたものの、本来、予算と一体として審議される所得税法等改正案は衆議院で審議が継続されることとなり、結果的に当初予算と歳入法案が衆・参で別々に審議されるという異例の事態となった。この点について、政府・与党の責任を問う声が相次いだ。野田財務大臣は、国会の運びは国会が決めるものとしつつ、「ねじれ状況の中で合意形成が難しいこと等により、一体的に議論していただけないことは残念である」と答弁した¹。

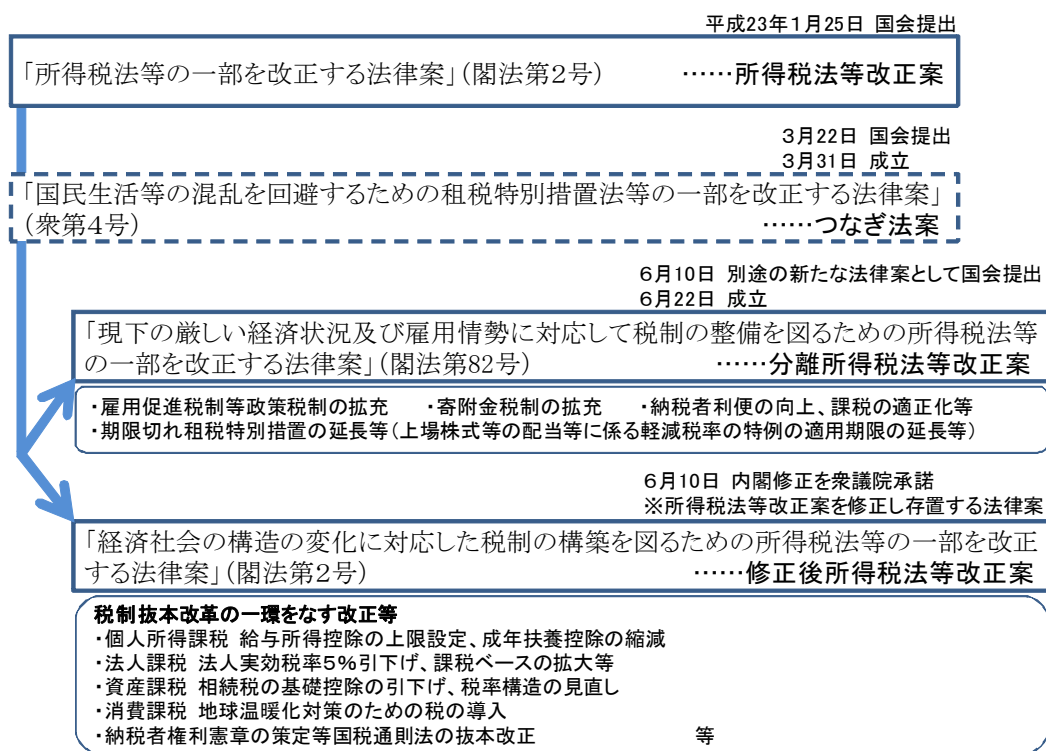
所得税法等改正案の年度内成立が困難な状況となる中、自由民主党及び公明党は、3 月末に適用期限を迎える租税特別措置等について、適用期限を暫定的に 6 月 30 日までの 3 か

月間延長する、いわゆる「つなぎ法案」（「国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案」（衆第4号））を議員立法として提出し、3月31日に成立となった。しかし、今回の一連の対応について、発議者は、国民生活、経済活動等の混乱を回避するための「異事異例の措置」であると、政府・与党の責任を厳しくただした²。

6月22日の会期末³が近づく中、6月8日、民主党、自由民主党及び公明党により、平成23年度税制改正法案等の処理について合意がなされた。この合意に基づき、所得税法等改正案のうち、雇用促進税制の創設や寄附金税制の拡充、期限切れ租税特別措置の延長等に係る規定を分離し、新法（「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」（閣法第82号）（以下「分離所得税法等改正案」という。））を提出するとともに、個人所得課税の諸控除の見直し、法人実効税率引下げなど税制抜本改革の一環をなす改正規定等については、これを存置するための内閣修正⁴を行うこととした（「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」（閣法第2号）（以下「修正後所得税法等改正案」という。））。

分離所得税法等改正案については6月22日に成立したが、審議に際して、野田財務大臣は、「最初がつなぎ、今回が分離と、なかなか本体の御審議をいただけない状況を本当に申し訳ないと思う。私どもの説明の仕方が十分至らなかった点は深く反省しなければならない」と述べ⁵、政府の責任を認めている。一方、修正後所得税法等改正案については、8月9日の民主党、自由民主党及び公明党による確認書（以下「3党確認書」という。）において、「復興のための第3次補正予算の検討と併せ、各党間で引き続き協議する」とこととなり、今後の行方が注目される。

図表1 平成23年度税制改正法案の審議経過等



(出所) 財務省資料に基づき作成

(2) 平成 23 年度税制改正に関する主な議論

平成 23 年度税制改正のうち、法人実効税率の引下げ、個人所得課税の諸控除の見直し、地球温暖化対策のための税の導入、国税通則法の抜本改正など主要な税制改正の取扱いは、第 3 次補正予算の検討と併せて議論されることとなったが、以下ではこれらに関する国会論議を紹介する。

ア 法人実効税率の引下げ等

デフレからの早期脱却を掲げた新成長戦略をどのように具体化するのかが注目が集まる中、平成 23 年度税制改正では、経済界を中心に要望の強い法人実効税率引下げのほか、雇用促進税制⁶、環境関連投資促進税制、総合特区制度・アジア拠点化推進のための税制の創設など日本経済復活に向けた対策が盛り込まれた。このうち、雇用促進税制等の特例措置は分離所得税法等改正案で成立したが、修正後所得税法等改正案に存置された法人実効税率引下げをめぐることは、今国会の審議においても問題点が浮き彫りにされた。

まず、税率の引下げに当たっては、厳しい財政状況の下、減税等に必要な財源を確保するという、いわゆる「ペイアズユーゴー原則」⁷の遵守が求められるが、今回必要となる約 1 兆 2,200 億円の財源は、課税ベースの拡大（減価償却制度、欠損金の繰越控除制度、研究開発税制等の見直し）による約 5,800 億円の増収にとどまるなど、財源確保が不徹底のまま終わっている、との指摘がある。この点について、野田財務大臣は、「財源確保は十分とは言えないものの、新成長戦略の一環として、デフレ脱却と雇用拡大を最優先し、思い切った引下げ措置を講ずることとした」と述べ⁸、ペイアズユーゴー原則を遵守できなかったことを認めており、財源確保ルールの形骸化が懸念される。

このように財源確保よりも経済活性化が重視されているが、その経済効果について、菅総理大臣は、「産業界も政府が国内投資促進策を講じる場合には 10 年後に約 100 兆円の設備投資を目指すという行動目標を明らかにしており、このような投資・雇用の増加により、所得・消費の増加につながり、経済の好循環がもたらされる」としているが⁹、産業界の設備投資の増加額は確約されたものではないことなど実現可能性が問われよう。さらに、税率が引き下げられるとはいえ、研究開発税制や減価償却制度の見直しなど、課税ベースの拡大が、国際競争にさらされる国内製造業の競争力をそぐといった懸念や、企業の投資促進にとって逆効果になるのではないかと懸念が示された。この点について、野田財務大臣は、「研究開発税制を最大限利用している法人においても、今回の法人税率引下げによって実質減税になる」とし、競争力をそぐといった影響は少ないとの見方を示すとともに¹⁰、減価償却制度の見直しについては、「税率引下げによる設備投資の増加が期待でき、現状でも損金算入限度額まで減価償却は行われておらず、いわば使い残し状態が生じていること等から、(制度の見直しが) 特段の影響を及ぼすとは考えていない」旨の認識を示した¹¹。

OECD やアジア諸国に比べ 10% 以上の税率格差がある現状において、今後も法人実効税率引下げが重要な課題となる一方、東日本大震災の復興財源を捻出するための

増税策として法人税が検討課題となるなど、政府にとって極めて重要な判断が迫られる。この点について、野田財務大臣は、「電力料金の問題、税金の問題、為替の問題を含めて、産業の空洞化は進んではいけない」との決意の下、基本的な考え方は震災前後で変わらないとしたが、財源の捻出は「復興のときの議論になる」とし、明確な答弁を避けた¹²。「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日決定、8 月 11 日改訂 東日本大震災復興対策本部）（以下「復興基本方針」という。）において、「法人実効税率 5% 引下げについては、与野党間での協議を経て、その実施を確保する」とされた点も踏まえ、整合性のとれた改革が実行されるのか、今後の政府の対応が注目される。

イ 再分配機能の強化と扶養控除の見直し

格差是正が我が国の重要な政策課題となる中、政府は、社会保障の充実と併せ、税制における再分配機能を強化するための改革を進めている。具体的には、相対的に高所得者に有利な所得控除から手当等への転換を図るため、平成 22 年度税制改正では、子ども手当の創設に伴い年少扶養控除（～15 歳）を廃止するとともに、高校の実質無償化に伴い特定扶養控除（16 歳～18 歳）の上乗せ部分が廃止された。そして、平成 23 年度税制改正においても、給与所得控除の上限設定（給与収入 1,500 万円超は一律 245 万円など）や成年扶養控除の縮減のほか、相続税について、最高税率の引上げ（現行 50% から 55% へ）等の税率構造の見直しや基礎控除の引下げなど広範な見直しが盛り込まれている。

今回の給与所得控除及び成年扶養控除の見直しは、「控除から手当へ」という流れの延長線上にあるものとし、控除廃止による財源は、3 歳未満を対象とした子ども手当の 7,000 円上乗せ部分に活用する趣旨で提案されたものである¹³。しかし、成年扶養控除について、そもそも子ども手当の対象者と異なっており、控除額が縮減等される一定の中間所得者層（年収 568 万円超）の負担増加が懸念された。これに対し菅総理大臣は、一部控除を存続しつつ、「所得制限についても平均的な所得を相当に上回る水準に設定するなど、広範な方に負担増とならないよう配慮している」との答弁を行った¹⁴。また、給与所得控除見直しの影響について、野田財務大臣は、「大衆増税のように言われるが、給与所得者の大体 1.2% が対象であり、そのような批判は当たらない」との見解を示した¹⁵。ただ、これら再分配機能の強化につながる見直しが盛り込まれる一方、所得税の累進性が低下していることの一因とされる上場株式等の配当・譲渡所得に係る 10% 軽減税率については、景気回復に万全を期すとともに、震災による景気の腰折れを招かないため等の理由から¹⁶、分離所得税法等改正案により平成 23 年末の適用期限が平成 25 年末まで延長された。このように、一方で課税を強化し、他方で高所得者優遇とされる税制を継続しているとの指摘もあるなど¹⁷、政策の整合性が問われよう。

所得控除の見直しが進められる中、マニフェストの項目でもある配偶者控除の廃止は、与党内に積極意見と慎重意見の両方があり、「結論を出しきれなかった」ことから¹⁸、先送りされたが、8 月 4 日に民主党、自由民主党及び公明党で合意された子ども

手当の見直しを踏まえ、既に廃止された措置も含めて扶養控除の見直しがどのように進むのか、さらに、「控除から手当へ」との方針自体に転換があるのか、所得税改革について今後の議論が期待される。

ウ 地球温暖化対策のための税

鳩山前総理大臣が、一定の条件の下で、温室効果ガス排出量を2020年に1990年比で25%削減するという中期目標を国連の場で示したことなどから、我が国の地球温暖化への取組は極めて重要な課題となっている。こうした中、所得税法等改正案には、地球温暖化対策のための税として、現行の石油石炭税にCO₂排出量に応じた税率を上乗せする措置（税収約2,400億円）が盛り込まれた。この税の導入による排出抑制効果について、菅総理大臣は、「税による直接効果を算出することは困難である」としつつ、「他のエネルギー関係諸税や、規制、金融、税収を活用したグリーンイノベーションの促進などにより2030年にエネルギー起源CO₂の排出量を1990年比30%削減することを見込んでいる」旨の答弁をするにとどまり¹⁹、具体的な排出抑制効果は示されなかった。一方、増税によるエネルギー使用量の減少について、池田経済産業副大臣は、「増税による価格効果のみに着目した場合には2020年に1990年比約マイナス0.2%、省エネ対策に財源を投入することを含めれば2020年に1990年比約マイナス1%の効果がある」という試算を示している²⁰。増税による排出抑制効果には疑問も提起されており、今後とも具体的な検証が必要であろう。

東京電力福島第一原子力発電所で発生した未曾有の原発事故を受け、菅総理大臣は、2020年代のできるだけ早い時期に、自然エネルギーの発電電力量に占める割合を少なくとも20%を超えるレベルまで拡大していくという目標を、5月のG8サミットにおいて示している。自然エネルギーの利用促進がますます重要となる中、原発事故への賠償等による電気料金の値上げに加え、地球温暖化対策のための税の導入による国民負担の増加を懸念する声もあるなど²¹、「当分の間」の税率として維持された揮発油税等の旧暫定税率廃止の議論とも併せて、改めて地球温暖化対策のための税の在り方を検討することが求められよう。

エ 納税者権利憲章の策定等国税通則法の抜本改正

平成23年度税制改正では、これまで取組が不十分とされた納税者の視点からの改革を実現するため、納税環境整備として、①納税者権利憲章の策定、②税務調査の事前通知や調査終了時の手続の法制化、③更正の請求期間の延長（現行1年から5年へ）、④全ての処分についての理由附記の実施など、国税通則法について昭和37年の制定以来最大の見直しが盛り込まれた（国税通則法の題名は、「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に変更）。

この国税通則法の抜本改正には、任意の税務調査に関する事前通知が原則義務化とされながらも、その例外規定が設けられていることや、納税者等が提出した物件（帳簿書類など）の預かり等の規定が法制化されるなど、「納税者の権利拡大というよりも義務が強調されている」との指摘もある²²。この中で、事前通知の例外規定については、「国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」などと税務署長等が判断

すれば事前通知なしで調査ができることから、拡大解釈の余地があるとの懸念が示された。これに対し、五十嵐財務副大臣は、「事前通知により帳簿書類の破棄が行われるおそれがある場合」等に限って、事前通知は行わないものとするとの具体例を示した上で、「国税当局においては、例外事由に該当するかどうか適切に判断がなされるものとする」との見解を示すにとどまった²³。今後、恣意的な調査が行われないう、より厳密な規定が必要かどうか、政府において改めて検討が求められる。

オ その他

上記のように、平成 23 年度税制改正では、主要な税制改正項目の多くが、今後の第 3 次補正予算の検討と併せた各党間の議論に委ねられる中で、分離所得税法等改正案が成立し、新成長戦略に掲げた雇用促進税制や新しい公共の担い手を支えるための寄附金控除の拡充、さらには、租税特別措置の見直し等が行われている。このうち、寄附金控除制度については、最近の一連の改正による制度の充実²⁴に加え、今回の改正において、認定 NPO 法人等に対する税額控除制度²⁵が所得控除制度との選択制で認められることとなった。こうした中、我が国の寄附文化を広げるため、控除の適用下限額を 2,000 円から 1,000 円に引き下げるなど更なる拡充の必要性について問われたが、これに対して、野田財務大臣は、「まずは（改正案の）税制をスタートさせた後に検討したい」と答弁するにとどまった²⁶。

（3）東日本大震災からの復旧・復興に向けた税制上の措置

東日本大震災の復旧に向けた緊急対応（第一弾）として、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案」（閣法第 57 号）（以下「震災税制特例法案」という。）が 4 月 27 日に成立した。本法律案では、阪神・淡路大震災時の税制特例措置を前提に、地震・津波・原発事故など東日本大震災の被害状況に応じ、被災者等の負担軽減を図る等のため、雑損控除の特例や被災事業用資産の損失の特例、震災損失の繰戻しによる法人税額の還付、被災した建物・自動車・船舶等に対する特例措置、大震災関連寄附に係る寄附金控除の拡充、揮発油税等のトリガー条項²⁷の一時凍結などの措置が講じられた。

国会審議では、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う直接的・間接的な被害が広範に及ぶ中で、税制上の対応が問われることとなったが、風評被害などについて、野田財務大臣は、「損失の実態や、原子力損害賠償法の保障の範囲や指針に関する今後の議論などを踏まえて適切に対応していきたい」とし、さらに、計画停電などによる損害についても「税制上の対応については今後の検討課題」とであると答弁した²⁸。

一方、震災税制特例法案では、マニフェストで掲げられた揮発油税等の旧暫定税率廃止までの間の措置として導入されたトリガー条項が一時凍結され、マニフェストとの整合性が問われた。この点について、野田財務大臣は、「マニフェストの破綻ではなく、3 月 11 日から状況が変わったことに対する現実対応であり、（トリガー条項が）発動された場合、被災地における（燃料）需給の逼迫や流通の混乱等の悪影響を及ぼし、財政において大きな減収が見込まれることから、一時凍結という判断をした」と述べたが²⁹、一時凍結の解除の判断時期が不透明なため、「事実上の廃止」との指摘もある³⁰。

今後講じられる復興に向けた第二弾の税制措置について、野田財務大臣は、「被災者が住宅の再取得等をした場合の住宅ローン控除の特例、事業承継税制の認定社が大震災により事業継続が困難となった場合の納税猶予の継続等を認める措置などが考えられる」³¹としており、第一弾の執行状況も踏まえた、政府の適切な対応が望まれる。

(4) 公債特例法案等の審議経過と主な議論

「平成二十三年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案」(閣法第1号)(以下「公債特例法案」という。)は、①特例公債の発行、②基礎年金国庫負担割合を2分の1とするための臨時財源(以下「年金臨時財源」という。)2.5兆円を確保するための特例措置を定めるものである。

当初予算における新規国債発行額は、「中期財政フレーム」³²に基づき、44兆2,980億円(建設公債6兆900億円、赤字公債38兆2,080億円)に抑えられたが、税収(40兆9,270億円)を上回る異常事態が2年続いたため、政府の財政健全化への取組に疑問が呈された。新規国債発行額44兆円という上限の妥当性について、野田財務大臣は、「胸を張って言える状況ではないことは間違いなく、税収が下回っていることは異常事態である」との認識を示した³³。また、2015年度、2020年度に向けた財政健全化目標³⁴の達成は困難であるとの指摘もなされており³⁵、中長期的な目標を達成するための短期的な目標の在り方について再検討する必要があるだろう。

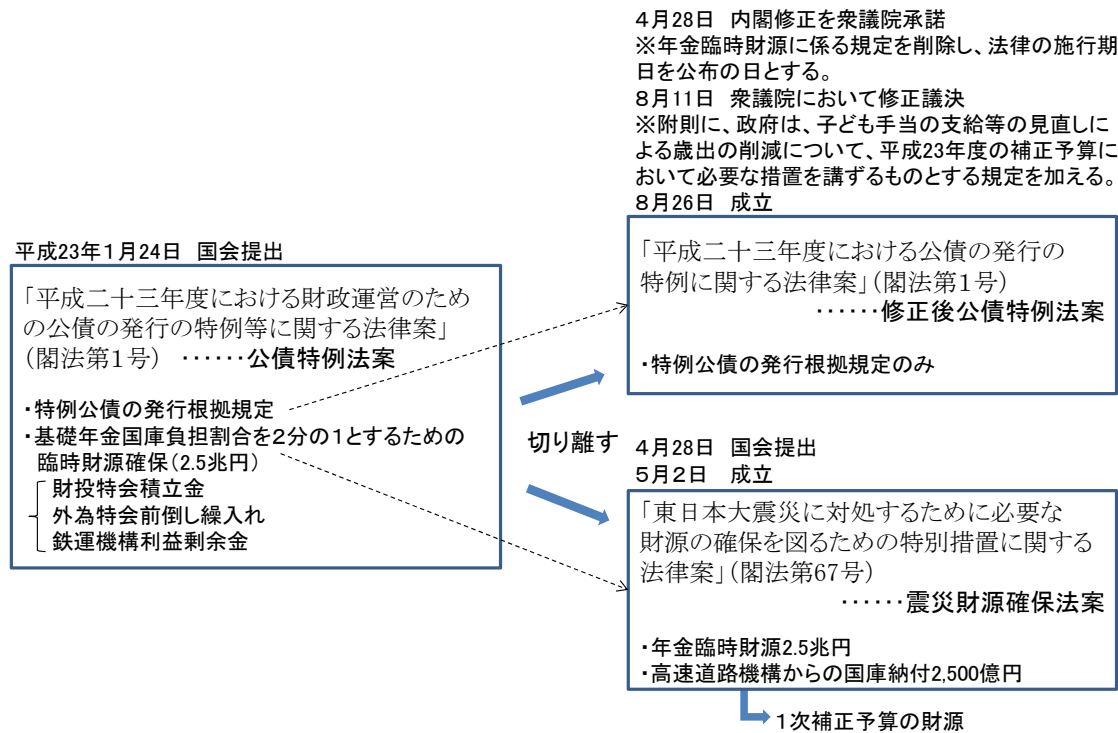
平成23年度税制改正法案と同様に、公債特例法案の年度内成立が難しくなる中、東日本大震災が発生し、その早期復旧のため、約4兆円規模の平成23年度第1次補正予算が編成された。その財源を確保するために、公債特例法案は、年金臨時財源に係る規定を削除する等の内閣修正³⁶が行われるとともに(「平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律案」(閣法第1号)(以下「修正後公債特例法案」という。))、新たに提出された「東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案」(閣法第67号)(以下「震災財源確保法案」という。)により、年金臨時財源の転用等がなされた³⁷(図表2参照)。

続いて、復旧に万全を期すため、約2兆円規模の平成23年度第2次補正予算が編成され、その財源として、「平成二十二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案」(閣法第87号)により、平成22年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金が活用された。このように、これらの補正予算においては、国債市場の信認維持の観点や³⁸、新たな国債発行をしないという観点から³⁹、追加の国債発行はされなかった。なお、震災財源確保法案の審査に当たり、年金臨時財源の転用による年金財政への影響等が論点となり、財政金融委員会、厚生労働委員会、国土交通委員会連合審査会が開かれている。この転用分の補填について、細川厚生労働大臣は、「6月末を目途としている社会保障と税の一体改革の中で確保するように検討を進めている」と述べていたが⁴⁰、3党確認書では、「第3次補正予算の編成の際に、復興債で補填することとし、そのための財源確保策と併せて、各党で検討する」とされており、今後の動向が注視される。

野田財務大臣は、修正後公債特例法案が成立しなかった場合の影響について、「早けれ

ば10月中、遅くとも11月中には、累積の支出額が歳出許容額に到達する見込みであり、延長国会の会期末までに成立しない場合には、9月以降、予算執行抑制という苦渋の決断を迫られる」と先行きの危機感を示し⁴¹、政府として早期成立を訴えた。同法律案の国会審議は混迷の度を深める中、8月11日、衆議院で「子ども手当の支給等の見直しによる歳出の削減について、平成23年度の補正予算において必要な措置を講ずる」とする規定を附則に加え、修正議決がなされた後、8月26日に成立した。

図表2 公債特例法案の審議経過等



(出所) 財務省資料を基に作成

3. おわりに

税制抜本改革の一環をなす平成23年度税制改正の主要な項目が先送りとなる中、社会保障と税の一体改革では、消費税の増税が政府・与党案として提示され、さらに、復興基本方針に基づき、震災の復興財源等を確保するために基幹税を中心とした増税が検討されている。加えて、B型肝炎訴訟による給付金の財源手当についても対応が迫られる。こうした国民負担を伴う税制・財政面での課題が山積する中、政府はますます厳しい財政運営を求められており、退陣を表明した菅総理大臣に代わる新政権の手腕が問われることとなる。

1 参議院財政金融委員会会議録第4号2頁(平23.3.25)

2 衆議院財務金融委員会会議録第11号4頁(平23.3.29)

3 第177回国会(常会)の会期は当初、平成23年1月24日から6月22日までの150日間であったが、8月31日まで70日間延長された。

- 4 所得税法等改正案は6月10日の衆議院本会議で内閣修正が承諾され、分離所得税法等改正案に含まれる改正項目が削除され、題名が「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」に改められた。
- 5 参議院財政金融委員会会議録第17号7頁(平23.6.21)
- 6 「雇用促進税制」とは、雇用を一定以上増加させた企業に対する税額控除制度(増加1人当たり20万円)である。
- 7 「財政運営戦略」(平成22年6月22日 閣議決定)では、各年度の予算編成及び税制改正が踏まえるべき財政運営の基本ルールの一つとして、歳出増・歳入減を伴う施策の新たな導入・拡充を行う際は、原則として、恒久的な歳出削減・歳入確保措置により、安定的な財源を確保するという「ペイアズユーゴー原則」を定めている。
- 8 衆議院本会議録第4号9頁(平23.2.15)
- 9 衆議院本会議録第2号14頁(平23.1.26)
- 10 衆議院財務金融委員会会議録第7号4頁(平23.3.9)
- 11 衆議院財務金融委員会会議録第6号9頁(平23.3.8)
- 12 参議院財政金融委員会会議録第17号7頁(平23.6.21)
- 13 衆議院財務金融委員会会議録第4号9～10頁(平23.2.25)
- 14 衆議院本会議録第3号19頁(平23.1.27)
- 15 衆議院財務金融委員会会議録第4号9頁(平23.2.25)
- 16 衆議院財務金融委員会会議録第23号14頁(平23.6.15)
- 17 衆議院財務金融委員会会議録第23号16～17頁(平23.6.15)
- 18 衆議院財務金融委員会会議録第4号10頁(平23.2.25)
- 19 衆議院本会議録第4号12頁(平23.2.15)
- 20 衆議院財務金融委員会会議録第7号6頁(平23.3.9)
- 21 衆議院財務金融委員会会議録第23号2～3頁(平23.6.15)
- 22 衆議院本会議録第4号13～14頁(平23.2.15)
- 23 衆議院財務金融委員会会議録第10号9頁(平23.3.25)
- 24 平成19年度税制改正において、所得税の寄附金控除の控除対象限度額が総所得金額等の30%から40%に引き上げられ、平成22年度税制改正において、適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられる等の改正がなされている。
- 25 「(寄附金額-2,000円)×40%」を所得税額から控除するもの(対象となる寄附金額の上限は総所得金額の40%、控除税額の上限は所得税額の25%)。
- 26 参議院財政金融委員会会議録第17号19頁(平23.6.21)
- 27 「トリガー条項」とは、ガソリン価格の全国平均が連続3か月にわたり1ℓ当たり160円を超えることとなった場合に、揮発油税等の本則税率を上回る部分(約25円)の課税措置を停止する措置である。
- 28 参議院財政金融委員会会議録第9号17頁(平23.4.26)
- 29 参議院財政金融委員会会議録第9号13頁(平23.4.26)
- 30 衆議院財務金融委員会会議録第16号14頁(平23.4.22)
- 31 参議院財政金融委員会会議録第9号14頁(平23.4.26)
- 32 「中期財政フレーム」では、「平成23年度の新規国債発行額は、平成22年度予算の水準(約44兆円)を上回らないものとするよう、全力をあげる」とされている。
- 33 衆議院財務金融委員会会議録第2号7頁(平23.2.22)
- 34 「財政運営戦略」では、財政健全化目標について、収支(フロー)目標として、国・地方及び国の基礎的財政収支(プライマリー・バランス)について、遅くとも2015年度までに赤字対GDP比を2010年度の水準から半減、2020年度までに黒字化し、残高(ストック)目標として、2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させること等を定めている。
- 35 衆議院財務金融委員会会議録第7号13頁(平23.3.9)
- 36 公債特例法案は4月28日の衆議院本会議で内閣修正が承諾され、年金臨時財源に係る規定を削除し、法律の施行期日を公布の日とするとともに、題名が「平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律案」に改められた。
- 37 震災財源確保法案の規定により、年金臨時財源2.5兆円は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の国庫納付金の納付の特例による2,500億円と合わせて1次補正の財源に充てられた。
- 38 参議院本会議録第13号4頁(平23.4.28)
- 39 参議院財政金融委員会会議録第18号4頁(平23.7.25)
- 40 参議院財政金融委員会、厚生労働委員会、国土交通委員会連合審査会会議録第1号2頁(平23.5.1)
- 41 「野田財務大臣閣議後記者会見の概要」(平成23年7月5日)財務省
http://www.mof.go.jp/public_relations/conference/my20110705.htm